

別表（第4条関係）

休業手当算出分類基準表

分 類	算 出 方 法
休業が日単位の場合	事由の発生した日以前3ヵ月間の給与総額（賞与等一時的な給与は除く）をその期間の総日数（時間給の場合は労働日数）で除した額に60／100を乗じ得た額（1円未満の端数は切り上げる）
休業が時間単位の場合	既に勤務をした時間数に対する給与が上記の金額を超える場合には休業手当は支給しない。 既に勤務をした時間数に対する給与が上記の金額未満の場合には、その差額を支給する。